



平成22年5月6日

各 位

株式会社ソフィアホールディングス

代表取締役社長 飯田 裕樹

(コード番号 6942)

問合せ先 人事総務部 マネージャー

岡田 正徳

(Tel:03-5368-8883)

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

弊社 100%子会社であります株式会社ソフィアモバイル（東京都港区 代表取締役社長志村 明彦、以下「ソフィアモバイル」という）が、平成20年12月に、佐藤将（春日電機株式会社 常務取締役、以下「佐藤将」という）に対して提起しておりました名誉棄損に基づく損害賠償請求訴訟（以下「本訴訟」という。平成20年12月9日付「弊社子会社における訴訟提起（名誉棄損）に関するお知らせ」）について、裁判上の和解が成立いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

平成20年10月、ソフィアモバイルは、春日電機株式会社（以下、「春日電機」という）に対し、春日電機を買主、ソフィアモバイルを売主とする売買契約（以下「本売買契約」という）上の代金の支払いを求めましたが、春日電機が本売買契約の目的物である商品の存在を否定し、代金の支払いを拒絶したことから、ソフィアモバイルは平成20年12月、春日電機の債権及び動産に対する仮差押命令を申し立てるとともに（平成20年12月12日付「春日電機株式会社に対する仮差押決定とその執行に関するお知らせ」）春日電機を被告とする売買代金請求訴訟及びソフィアモバイルの名誉が棄損されたとして損害賠償請求訴訟（以下両訴訟を併せ「売買代金請求等訴訟」という。平成20年12月9日付「弊社子会社における訴訟提起（売掛金支払請求）に関するお知らせ」及び平成20年12月9日付「弊社子会社における訴訟提起（名誉棄損）に関するお知らせ」）を提起するに至りました。

併せて、佐藤将が本売買契約を架空取引であるかの如く開示したことによりソフィアモバイルの名誉が棄損されたとして損害賠償請求訴訟を提起するに至りました。

その後、売買代金請求等訴訟及び本訴訟において多数回に渡り期日を重ねましたが、売買代金請求等訴訟について、担当裁判所より事実上の和解勧告があり、ソフィアモバイル

としましても、長期化による営業活動上のデメリットなども勘案し、早期に解決することが最も望ましいことと考え、和解の内容を受け入れ、売買代金請求訴訟を終結させることと致しました（平成 22 年 3 月 31 日付「和解による訴訟の解決に関するお知らせ」）。

今般、本訴訟につきましても、裁判所からの事実上の和解勧告があり、長期化による営業活動上のデメリットなども勘案し、早期に解決することが最も望ましいことと考え、和解の内容を受け入れ、本訴訟を終結することと致しました。

（次の各号の記載は担当裁判所作成の和解調書より抜粋）

- （1）佐藤将は、ソフィアモバイルに対し、春日電機が債権者を春日電気監査役竹内博（以下「債権者」という。）とし債務者を篠原猛とする株主総会開催禁止仮処分命令申立事件についての東京地方裁判所決定があったことをTDnet（適時開示情報伝達システム）上で開示する手段として、裁判所の決定要旨のみならず、債権者作成に係る申立書全文をTDnet上で開示させてしまった結果、当該申立書中の「ソフィアモバイル社・申立外春日電機間の架空取引である疑いが極めて強い取引」との記述を通じて、あたかも原告が架空取引に関与したかのような誤解を読者に与えたことについて、謝罪する。
- （2）ソフィアモバイルは、佐藤将に対するその余の請求を放棄する。

2. 和解内容

- ・佐藤将は、ソフィアモバイルがあたかも架空取引に関与しているかのような誤解を読者に与えたことを謝罪する。
- ・ソフィアモバイルは、佐藤将に対する損害賠償請求を放棄する。

3. 業績に与える影響

現時点においては、本和解の成立が当社又は当社グループの業績予想に与える影響はございません。

以上